

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年10月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20241007	泉運輸 株式会社 (法人番号 5390001006878) 代表者間 毅	山形県酒田市宮海 字明治99番地の11	秋田営業所	秋田県秋田市寺内大小 路207-69	輸送施設の使用停 止(10日車)及び文 書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項第2号	令和6年5月24日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
20241007	株式会社 サクラ (法人番号 1010001044878) 代表者西村 都雄	東京都文京区本駒 込4丁目42番11号	仙台事業所	宮城県仙台市宮城野区 港1丁目3-1	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	法第17条第4項	令和6年1月22日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反【未実施】(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)運転者の指導監督義務違反(全規則第10条第1項)	2	2
20241009	株式会社 カネ仔運輸 (法人番号 1010001044878) 代表者遊佐 和博	福島県二本松市渋 川字油王田356番地 1	本社営業所	福島県二本松市渋川字 油王田356番地1	輸送施設の使用停 止(10日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号	令和6年6月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者の指導監督義務違反(全規則第10条第1項)、(5)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
20241011	大親港運 株式会社 (法人番号 4380001014924) 代表者大村 克宏	福島県いわき市小 名浜玉川町西20番 地の7	本店営業所	福島県いわき市小名浜 島字入海50番地	輸送施設の使用停 止(40日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和6年4月26日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運転者の指導監督義務違反(全規則第10条第1項)	4	6

20241023	大日運輸倉庫 株式会社 (法人番号 6011701004737) 代表者秋澤 節	東京都江戸川区北 葛西5丁目28番21号	北上営業所	岩手県北上市相去町大 松沢1番76	輸送施設の使用停 止(170 日車)及び 文書警告	法第8条第1項、法 第17条第1項第1 号、法第17条第4 項、法第18条第1項	令和6年4月23日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、13件の違反が認められた。(1)自動車 車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送 事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第 5号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全 規則第3条第4項)、(3)乗務時間等基準告示の遵 守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】(安 全規則第3条第4項)、(4)整備管理者の選任(変 更)の未届出違反(安全規則第3条の3及び道路運 送車両法第52条)、(5)点呼の実施義務違反(安全 規則第7条第1項、第2項、第3項)、(6)点呼の記録 義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録 義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計によ る記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運行指示 書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、 (10)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10 条第1項)、(11)高齢運転者に対する特別な指導 監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)統括 運行管理者の選任違反(安全規則第18条第2項)、 (13)運行管理者の選任(解任)の未届出違反(安 全規則第19条)	17	17
----------	---	-------------------------	-------	----------------------	---------------------------------	---	---	----	----

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。